

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域
における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第9号

国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件(令和元年国税庁告示第13号)において別途国税庁告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月1日

国税庁長官 星野 次彦